

# 台湾の高等教育における社会人プログラムの定着と役割の拡大

## — 大学夜間部の導入と改革に焦点をあてて —

廖 于晴

### 1. はじめに

1965年にポール・ラングランが生涯教育の概念を提唱して以来、この概念は教育改革の原理として先進諸国や途上国で認知され始めた<sup>1</sup>。多くの国は、程度の差はあれ、この理念を取り入れながら教育制度の整備と教育機会の提供を進めていった。その後、グローバル化・情報化の影響を受けて、激しく変動する産業社会及び技術革新の需要に対応するため、高等教育において生涯教育をどのように提供するかがよりいっそう重要な課題となってきた。したがって生涯教育の導入は、高等教育における入学機会、教育内容や教育制度などの側面に転換をもたらし、大きな影響を与えていると考えられる。ただし同時に、生涯教育理念の取り入れ方やその影響のしかたは国によって異なることも推測される。

台湾では、1980年代後半以降の民主化・自由化の動きを経て、1990年代以降前述した国際社会の動きや産業構造の変容などをはじめとする社会の変化に適応するため、さまざまな改革が進められてきた。その1つは高等教育の量的拡大であり、高等教育の粗入学率<sup>2</sup>(Gross Enrollment Ratio)は、1990年の19.4%から2010年には83.8%へと急激に上昇した<sup>3</sup>。一方で、1998年には教育部(日本の文部科学省に相当)によって「学習社会へ進む白書」(原語、邁向学习社会白皮书。以下「白書」)が公布され、学習社会の構築を目標とした施策が実施され始めた<sup>4</sup>。「白書」では、高等教育に関して、多元的形態の高等教育機関の構築、大学入学制度の柔軟化、大学における生涯教育の充実及びリカレント教育制度の整備が打ち出された。このうちリカレント教育については、主に在職者を対象とした学位プログラムの開設が念頭におかれていた<sup>5</sup>。それ以降法規や制度の整備が進められ、現在、高等教育段階で生涯教育を提供する組織やプログラムには、空中大学(日本の放送大学に相当)、社区(コミュニティ)大学、技術学院附設(附属)専科進修学校、大学附設専科進修学校、進修学院及び通常的高等教育機関でおこなわれる社会人向けのプログラムなど多様なものが含まれるようになっている<sup>6</sup>。この中である程度体系的な教育内容を提供しているのは空中大学、通常的高等教育機関でおこなわれる社会人向けのプログラム、社区大学であり、前二者には学位プログラムと非学位プログラムの両方がある。

本論文では、主に歴史的な経緯をふまえて、在職者を対象とする学位プログラムである社会人プログラムを考察する。なぜなら、この社会人プログラムは1990年代に学習社会の構築という政策が打ち出される前、すでに1965年に夜間部が在職者に教育機会を提供するように転換することで早くから制度化されており、高等教育において提供される生涯教育モデルに影響を与

えていると考えられるからである。

ここで、この論文で用いる「社会人プログラム」の定義について説明しておきたい。台湾における社会人プログラムは、「推广教育」の一部である。これはイギリス及びアメリカの「大学開放」(University Extension)の概念を引き継いだものであり、高等教育機関が自ら様々な資源を利用し、より多くの人々に教育機会を提供しようとするものである<sup>7</sup>。「推广教育」には公開講座などの制度も含まれるが、本論文では在職者を主な対象とし、学位を授与する形態に限定して議論する。本論文ではこれを社会人プログラムと呼び、後述するように、1965年以降の夜間部およびリカレント教育政策で転換・導入された研修学士クラス、二年制技術学系在職クラス、修士課程在職クラスが含まれる。

台湾の高等教育における社会人プログラムに関する先行研究を検討すると、多くは生涯教育機会を拡大させ、より多様な入学機会を提供するという視点で論議され、高等教育システムを視野に入れながら分析をおこなっている論文はほとんどみられない<sup>8</sup>。これらの先行研究では、社会人プログラムが社会の発展にともなう、しばしば法律が整備され、制度にも柔軟性、弾力性が取り入れられる一方で、量的には拡張する傾向がみられることを明らかにした<sup>9</sup>。こうした研究は、社会人プログラムの現状及びそれに関連する制度的な特徴を解明したが、もっとも重要な問題である台湾の高等教育に社会人プログラムをいかに位置づけるかという問題に対して、論議が十分に尽くされていないものと考えられる。

以上のことから、本論文では、台湾の高等教育において1960年代初めに導入された大学夜間部に焦点をあてて、その政策及び制度的な展開を検討することによって、台湾の高等教育における社会人プログラムが拡大する歴史的及び制度的な要素を明らかにすることを目的とする。本文の流れは3つに分けられる。第1に、大学夜間部の導入及び展開の状況进行分析し、社会人プログラムとして大学夜間部が生まれた背景と特徴を解明する。第2に、大学夜間部の転換に焦点をあてて、その転換の背景、リカレント教育政策の導入及びそれにとまなう制度的な変化を検討する。第3に、大学夜間部の導入と改革が高等教育の中でどのような意味を持つかを考察することにより、1990年以降に社会人プログラムの拡大が促進された要因を明らかにする。

## 2. 大学夜間部の導入と展開

本節では、社会人プログラムが目指している役割を果たす夜間部の位置づけを解明するために、夜間部が導入された経緯に着目し、法律及び関連政策・制度に基づいて、その入学制度、課程内容と学位の取得、そして組織と経費の状況などの面から分析する。具体的には、以下のように大学夜間部の導入段階(1960年～1962年)ならびに大学夜間部の確立と展開段階(1963年～1971年)に分けて述べる。

### 2-1 大学夜間部の導入段階(1960年～1962年)

夜間部が導入された背景は、1949年に政府が台湾に移転してきた時、大学や独立学院はわずか4校<sup>10</sup>しかなく、大学に入学できる人数が制限され、政府と一緒に台湾にきた多数の在学青年の復学・進学が困難であったとともに、就職にも弊害が生じたという状況が挙げられる<sup>11</sup>。しかしこの問題を解消するために、進学機会を増やし、大学を急激に拡張させることは、政府

の予算及び人事の制限により不可能であった。したがって、既存の大学の人的資源及び設備を利用するのがもっとも効率的な方法と考えられ<sup>12</sup>、立法院（日本の国会に相当）は1959年に「大学夜間部の設立」という決議案を教育部に提示した。教育部は決議案に基づき1960年に「公立大学及び独立学院<sup>13</sup>における夜間部の試行規則」（原語、公立大学及独立学院試辦辦法）を制定した。大学はこの規則に従って実際の状況に応じながら高等教育の質を維持することを原則とし、なるべく早く夜間部を設置するように命じられ<sup>14</sup>、国立台湾大学、国立政治大学及び国立成功大学は夜間部を試行しはじめた。なお、決議案には明示されていないが、大学夜間部の入学対象者は、高校卒業生だけでなく在職者も対象とされた<sup>15</sup>。

この時期の夜間部の特徴は主として3つある。第1に、入学制度についてであるが、入学試験が昼間部の学生と同様の枠組みでおこなわれ、こうして入学した夜間部の学生のほとんどが、連合大学入学試験<sup>16</sup>（原語、聯考）で不合格となり、再び夜間部の志望校に出願して、入学した者である。第2に、修了必要単位は昼間部と同じ規定に従うと定められた。ただし、修業年限については、昼間部より一年延長することが原則とされ、一般には5年以上の修業年限が必要とされた<sup>17</sup>。以上の基準に達し、単位を修得した場合は学士学位が授与される。第3に、組織と経費の状況についてみると、組織の設置については、夜間部の方が昼間部より容易であった。その経費は、中央政府や地方政府からの支出を大幅に増加させないことを原則として予算が組まれたが、夜間部の経費が不足する場合は、自らの裁量により、昼間部の基準に従って、学生から徴収することが可能である。以上のように、導入段階の夜間部は修業年限が昼間部より長いこと以外、性質上両者はほぼ同様ということで、大学の第二部とみなされた<sup>18</sup>。

## 2－2 大学夜間部の確立と展開段階（1963年～1971年）

そして、夜間部の確立と展開段階の始まりは、夜間部を改善するため、1963年に「大学夜間部改善要点」（原語、大学夜間部改進要点）が公布されてからと考えられる。1960年に夜間部が導入されて以来、以下に述べるような様々な問題が生じ、これらの問題を解決するため、教育部が法律と制度を修正し、夜間部は導入段階と比べて大きく変わった。その問題は大きく4点にまとめられる<sup>19</sup>。第1に、学生の多くは、夜間部を志望したから入学したわけではなく、連合大学入学試験の成績が昼間部の入学基準に達せず、夜間部にしか進学できなかった者である。ゆえに、入学した後にも、授業に集中しないで、翌年の大学入試の準備をすることになった。このような状況は学生の時間及び教育経費の浪費をもたらした。第2に、各校夜間部の運営費に関する政府の予算は増加されたが、大学にとって十分ではないため、その全運営費を賄うことができなかった。第3に、夜間部の学生は、兵役に服する義務が延期でき、それが徴兵制度に影響を与えることになった<sup>20</sup>。第4に、多くの夜間部の学生は在職者ではないため、昼間仕事をせずに町をうろついていて、夜になると疲労して、学習意欲が低下した。

以上の問題を解決するため、教育部は1963年に「大学夜間部改善要点」及び1965年に「専科学校以上における夜間部の設置規則」（原語、専科以上学校夜間部設置辦法）を公布し、夜間部に関する制度が修正され、夜間部は導入時点での大学の第二部という位置づけから変化し、社会人プログラムに転換された。夜間部導入段階とこの段階での主要な差異は、次の3つの側面がある。

まず、入学制度については、主に在職者を対象とした。既に仕事を有し、再び進学を希望する者が仕事をしながら、教育を受けることができるように促した。入学資格は、大学入学資格を満たした上で、男性の場合はさらに兵役の義務を果たしたことや兵役が免除されたという条件が必要となった。そのため、夜間部の学生は兵役の義務を延期できなくなった。そして、入学試験も連合大学入学試験ではなく、各大学が自らの基準で学生を募集できるようになった<sup>21</sup>。しかし、このような募集方式の公平性が疑われたため、1966年に夜間部の連合大学入学試験制度が制定されることになった。導入段階の入学試験と異なり、夜間部と昼間部の試験は別々におこなわれた。次に、課程内容と学位の取得については、その修業年限は昼間部より一年長いままであるが、設置する専攻分野は実用性を重視し、課程、教育内容や教育方法などで昼間部と異なることができるようになった。また、修了後に授与された学士学位の卒業証書には、夜間部の名を明記することが定められた。

最後に、組織と経費の状況については、政府が夜間部に予算を計上せず、各校が自己資金を確保する形でおこなうことになり、既に有する教員と施設を利用することが原則とされた。また、授業料については、夜間部の学生は大学が自己資金の確保を原則としたことから、授業料の免除が受けられなかった。昼間部の授業料が学年を単位として払う形式であったのに対して、夜間部の授業料の支払い方法はより弾力的であり、取得した単位数に応じて、1単位ごとの授業料を払うこととされた。このように昼間部より緩やかな組織と経費の規定の影響を受け、私立大学には戦略的に学校を発展させる手段として、夜間部を積極的に展開する傾向がみられた<sup>22</sup>。また上述以外に、夜間部は履修生制度が設けられた。こうした制度は現在も維持されており、夜間部の学生は学籍を有する正式学生及び学籍がない履修生（原語、選読生）に分けられ、履修生は学士学位は授与されないが、大学入学試験を受ける必要がなく、高校卒業者または学校がおこなった試験に合格し、学校の審査を通れば、課程を受けることができる。

以上のように、この時期には、夜間部は主に在職者を対象とし、応用分野の課程の提供を重視し、職業訓練及び研修を主要な目標とする社会人プログラムの特徴がみられるようになった。こうした導入と確立の過程に鑑みれば、そもそも社会人プログラムとしての大学夜間部が設立されたのは、高等教育の質を落とさず、量的な拡大を図るための1つの手段であったと考えられる。また、拡大を促すため、大学夜間部の制度は昼間部より弾力的、緩やかになり、大学にとって戦略的な性格を有するようになっていいると考えられる。

### 3. 大学夜間部の変革

大学夜間部は導入以降、順次改善が重ねられてきたが、社会の変化、法律の修正及び生涯教育政策の影響を受け、1990年代に入るとさらに大きく変化した。制度上では、昼間部との差異が縮小するとともに、理念上ではリカレント教育の思想が導入されることになった。本節では、このような転換について、夜間部の位置づけの緩和段階（1972年～1990年）、大学昼間部と夜間部の統合段階（1991年～1996年）及びリカレント教育理念の導入と夜間部制度の改革段階（1997年～）という3つの段階に分けて述べる。

### 3－1 夜間部の位置づけの緩和段階（1972 年～1990 年）

1972 年におこなわれた「大学法」の改正により、社会人プログラムに含まれていた夜間部はそこから分離され、別に規定されるようになった。改正によって、「大学法」の第 6 条は、「大学は夜間部を持つことができ、その規則は教育部の定めによる」と規定し、第 35 条は「大学は社会人プログラムを設置することができ、その規則は教育部の定めによる」と規定した<sup>23</sup>。このように夜間部と社会人プログラムを分けて規定することは、1966 年の法律に定められた「夜間部は社会人プログラムである」という記述と矛盾することとなり、夜間部の位置づけを社会人プログラムとするか、第二部とするかについても自由に決められるようになり、その位置づけが緩和されるようになった。

このように改正した理由は、立法段階の議論によると、学歴社会に対応するための対策としてなされたことにある<sup>24</sup>。一般的に、社会人向けプログラムは社会の需要に応える研修プログラムであり、学位は授与されず、正規教育より低いものとみなされる。しかし、学歴主義社会である台湾において、こうした状況は若者や在職者の進学、就職や昇進に利することがないため、彼らの向上心を促すことができない。このため「大学法」の改正は、社会人プログラムである大学夜間部を正規教育に引き上げ、学位授与の役割を保障したのである。また、夜間部における教職員の権利を守るため、「大学法」に夜間部を明記することにより、夜間部の教職員は法的にその地位を認められた。これらの理由に基づいて、大学夜間部は「大学法」において社会人プログラムと分離され、社会人プログラムに限定されず、より多様な発展ができることになった。

### 3－2 大学昼間部と夜間部の統合段階（1991 年～1996 年）

上述の「大学法」の改正理念をふまえて、1991 年に「専科學校以上における夜間部の設置規則」は「大学における夜間部設置規則」（原語、大学校院夜間部設置辦法）に変わり、大学夜間部が再び大学の第二部に位置づけられた<sup>25</sup>。この規則により、大学夜間部の教職員及び学生の権利はさらに保障されるとともに、その入学資格及び修業年限なども柔軟に規定されるようになった。その変化は具体的に以下のように大きく 3 つに分けられる。

第 1 に、入学資格と試験については、入学資格はなお夜間部の連合大学入学試験の形でおこなっていたが<sup>26</sup>、兵役に対する制限を緩和し、まだ兵役に服していない男性も夜間部に入学することができるようになった。この影響を受けて、1991 年に夜間部大学入学試験を受ける人は 87,084 人に達していた。前年の 47,591 人に比べるとほとんど 1.8 倍という急激な増加となり、入学競争が激しくなった<sup>27</sup>。こうした状況は、昼間部と夜間部は同様の募集対象を持つようになったことを示している。第 2 に、課程内容及び学位の取得については、夜間部の学生は昼間部で単位を取ることができるようになった。ただし、昼間部の単位が毎学年に取った単位の 3 分の 1 以上を超えないことが原則とされた<sup>28</sup>。またもっとも大きな変化と考えられるのは、夜間部の卒業証書には、必ず夜間部であることを明記する規則がなくなり、夜間部と昼間部の卒業証書は同じになった。第 3 に、組織と経費の経緯については、なお自己資金を確保する形でおこなわれた。ただし、教職員の権利の保障及び教育の質を向上させるため、従来主に非常勤職員で構成されていた夜間部の教職員を正規の定員に組み込むことが奨励された<sup>29</sup>。

上述のような変更の後、1994年に修正された「大学法」では、大学夜間部と昼間部は教員、設備及び課程内容などの条件が類似し、単に授業時間が異なっているだけで、区別する必要がないと考えられ、夜間部を規定する第6条が削除された<sup>30</sup>。ただし、それは夜間部を廃止するのではなく、各校はなお夜間部を設置することができ、学生に柔軟な授業形態を提供することができるということになった<sup>31</sup>。

このように大学夜間部が第二部と位置づけられた理由について、1994年の第7回全国教育会議<sup>32</sup>における議論を参照すると、1980年代後半の民主化・自由化の動きにともなう、国民の高等教育に対する需要の高まりに応えるとともに、弾力的な教育体制の形成を目指す方針が関係していると考えられる。したがって、大学夜間部は制度的には積極的な規制緩和を通して整備される傾向にあった一方で、昼間部との境界も曖昧になっていった。

### 3-3 リカレント教育理念の導入と夜間部制度の改革段階（1997年～）

1996年に、生涯学習社会の構築及び大学の多元的な発展を目指すため、「大学夜間部の転換における作業要項」（原語、大学夜間部転型作業要項）が公布され、大学夜間部はすべて廃止され、昼間部の延長である第二部またはリカレント教育体系である研修学士クラスに転換した。この転換は高等教育体系の大きな変化とみなされる。以下にまず夜間部が転換した背景を説明し、その後で研修学士クラスの現状をまとめる。

夜間部転換の主要因は、夜間部の教育目的と現状の不一致及び生涯教育政策の展開にある。既に述べたように、大学昼間部と夜間部を統合したことにより、授業時間が異なる以外は課程内容がほぼ同じになった。したがって、夜間部の入学が直接進学する学生にとって有利な状態になった。1994年の夜間部の入学状況を例とすると、13,020人の入学者の中で、在職者は75人しかいないという事態も生じた。こうした状況から、夜間部は社会人や成人を対象とする社会人プログラムの理念から離れたと考えられる。これに加えて、1994年に高等教育への進学率はほぼ5割になり、学生の質が既に懸念されていたため、夜間部を昼間部と区別しない場合、学生の質が一層低下する恐れがあった<sup>33</sup>。こうした高等教育の状況により、大学夜間部は社会人プログラムとしての特徴を取り戻すべきという議論が起こりはじめていた。

上述の議論に加えて、1990年代から展開された一連の生涯教育政策として、高等教育段階にリカレント教育体系を組み込ませたことも重要な要因である。1990年代、政府はしばしば生涯教育の重要性を認識するようになり、既に述べた1994年の第7回全国教育会議では、学習社会を構築するため、生涯教育のルートを形成すべきという施策方針が打ち出され、その後の一連の生涯教育政策の展開により、大学夜間部の転換が促進されていった。1996年に行政院（日本の内閣に相当）教育改革審議委員会が作成した「教育改革総諮議報告書<sup>34</sup>」には、中等・高等・成人教育の3つの段階におけるリカレント教育制度の形成という具体的な改革方法が書かれている<sup>35</sup>。その中でも特に、高等教育段階におけるリカレント教育体系の確立はこの時期の生涯教育政策において、重要な発展目標とみなされていた。1998年に「高等教育のリカレント教育体系を形成する実施規則」（原語、建立高等教育回流教育体系实施方案）が公布され、空中大学（日本の遠隔型大学と相当）、研修学士クラス、二年制技術学系在職クラス、修士課程在職クラス及び、専科研修補習学校など学位を授与しないプログラムからなるリカレント教育体系

が形成された。その中で、研修学士クラスは大学夜間部から転換した組織である。こうした転換により、大学夜間部の一部はリカレント教育制度の中に組み込まれ、社会人プログラムに生涯教育の概念が導入されたと考えられる。

次に、こうした背景をふまえて、大学夜間部が研修学士クラスに転換されたことは、社会人プログラムにどのような影響をもたらしたのかを「大学夜間部の転換における作業要項」、「大学が研修学士クラスをおこなう審査作業要項」（原語、大学辦理進修学士班審核作業要点）、関連する法律及び関連する事例に基づき、研修学士クラスについて入学制度、課程内容と学位の取得、及び組織と経費という3つの項目に分けて説明する。

第1に、入学制度についてみてみよう。入学資格には、在職者や社会人の入学を確保するため、高校卒業以上の資格またはそれと同等の学力を有し、1年以上経過したこととする制限があったが、22歳以上の者は上記の1年の制限から除外された。ただし、こうした制限は2006年に廃止された。高校卒業以上の資格または同等な学力を取得するだけで、入学資格を有するようになった。そして、入学試験は、各校が独自の筆記試験、申請入学や審査入学などの形でおこなう。

第2に、課程内容と学位の授与についてみてみよう。課程内容については理論と実務の課程を提供することを原則とし、授業時間のほとんどが夜間や祝日などであるが、午後に提供する場合もある。また、統合段階と同じように、昼間の課程を受けることが可能であるが、1学年に取った単位数の中で3分の1以上を超えることはできない。そして、学士学位は卒業に必要な単位を修得し、卒業の条件を満たした者に授与される。ただし、卒業証書に、後述する研修センターの名を付けるか否かは各校に委ねられている。したがって、2012年の各校における研修学士クラスの卒業証書の様式を見ると、ほとんどが同じ専攻領域の学士クラスと同様の証書を授与するが、いくつかの例外も存在している。たとえば、国立台北大学は各専攻領域が規定した卒業単位数を修了した場合には、国立台北大学の学士学位を授与するが、学位証書上に学長の印を押すだけでなく、研修学士クラスの行政作業を担う研修及び推進教育センター（原語、進修推廣部）である主任の署名も加えている。

上述の変化をふまえて、1990年代以降高等教育の拡大状況に鑑みると、研修学士クラスはなお在職者に配慮しているが、高校卒業者も募集対象になり、社会人プログラムではなくなった。その一方で、社会人プログラムは修士課程の在職クラスに移行した傾向がみられる。大学院段階の在学者を除いて、1990年代から高等教育の粗在学率をみると、1990年の19.4%から2000年に38.7%に増加し、さらに2010年に67.3%に達した。このように高くなっていった比率をみると、高等教育の学士段階の需要は既に満たされ、社会人プログラムとして特別に在職者の進学ルートを確保する必要がなくなったと考えられる。一例として新聞『聯合晚報』の記事によると、国立台湾大学は研修学士クラスの需要が減少してきたため、2011年から募集を停止し、その代わりに修士課程の在職クラスや非正規教育である生涯教育の提供を拡大させることを提示している<sup>36</sup>。このように、高等教育における学士段階の教育の普及にとともに、社会人プログラムの重点も修士段階に移行していった。また、ここで注意すべきなのは、本論文で扱う高等教育の拡大は学士段階に限定しているため、在職クラスに移行した傾向が量的な拡大ではなく、質的な転換を示すことである。

第3に、組織と経費をみてみよう。研修学士クラスは夜間部のように学校の戦略によって組織の形が異なっていることと違い、リカレント教育体制を形成させるため、行政に関する事務は専門的な行政組織によって管轄されるようになった。このような行政組織は、1998年以前に一部の学校で既に存在しているが、ほとんどが学位を授与しないプログラムの提供をおこなっており、推進部、推進教育センターあるいは推進教育委員会（原語、推進部、推進教育センターと推進教育委員会）と称されている。しかし、1998年にリカレント教育制度に対応するため、「大学における社会人プログラムの実施規則」が修正された後、大学は推進部、研修学士クラス、修士課程の在職クラスなどのリカレント教育体系を統合し、専門的な行政組織を設けた。それらの多くは研修及び推進教育センターと称される。なお、推進部などの組織がない大学も積極的に夜間部を司る組織をセンターに転換、または新たに設立することがあった。こうした研修及び推進教育センターは主にリカレント教育や生涯教育に関する行政事務を管轄し、研修教育グループと推進教育グループという2つの組織に分けられる。研修教育グループは、リカレント教育体制である研修学士クラス及び修士課程在職クラスなどの教育組織に対して、課程・授業事務の手配、入学、学籍や成績の計算などの事務を担っている。推進教育グループは、主に学位を授与しないプログラムを開設し、修了する際に単位取得証明書を発行する。

また、クラスの設置についても、2002年から「総量制限」制度が導入されたことによって、社会人プログラムを全日制より容易に設置することができた。「総量制限」とは、教育組織の設置及びその募集学生数を機関内で自由にできる制度であり、機関の規模、施設及び教員の構成などの資源条件によって、募集定員総数（原語、総量）が算出され、その定員内で機関が自ら教育組織や学生数を調整することができるものである<sup>37</sup>。その中で、社会人プログラムの教育組織を設置する基準は全日制より緩やかであるとともに、各教育段階の学生数の割合を調整する際、教育組織の類型によって算出される学生数も異なり、社会人プログラムの教育組織の方がより多くの学生数に換算できる。たとえば、博士課程の学生1名を全日制である修士課程に調整する場合は1.5名に転換できるが、修士課程の在職クラスに調整する際には、1.88名に転換できる。そして、経費については、なお自己資金を確保する形でおこなうこととされたが、1999年に「国立大学校務基金設置条例」が公布され、各大学による自主的な資金調達と運用が可能になったことによって、社会人プログラムが重要な財政源となった<sup>38</sup>。

以上のように、この時期に各大学は政府の生涯教育政策に対応するため、社会人プログラムにリカレント教育の理念を組み込み、広く展開するとともに、専門の行政組織を有するようになり、より自主性や弾力性を持ち、多様な需要に対応できるようになった。上述のことから、この時期の社会人プログラムは、依然として夜間部における在職者に配慮する特徴を持っており、量的な拡大を図り、展開していった傾向を有していた。また組織の面においても、大学は夜間部が既に持っている資源を用い、リカレント教育体系の導入により役割を拡大した社会人プログラムの行政組織を整備していった。その一方で、高等教育への進学率の向上にとともに、社会人プログラムは修士課程段階に拡張されていった。したがって、リカレント教育の理念の導入により、夜間部は大きく転換したが、それは夜間部が既に持っていた組織及び制度の特徴が1997年以降の社会人プログラムの発展に大きな影響を与えたと考えられる。

#### 4. 考察

前節まで、大学夜間部における法律・制度及び実態を考察することを通じて、その導入と展開が台湾の高等教育にどのような影響を与えたかを分析した。本節では、これまでの分析の結果にしたがって、1990年代から生涯教育政策の展開により、社会人プログラムが台湾の高等教育において拡大してきた要因を検討するが、それらは大きく3つの側面から論じることができる。

第1に、在職者に配慮する政策方針によって、社会人プログラムの拡大の基盤を整えた。ここまで論議してきたように、大学夜間部は一貫して高等教育の量的な拡大を図るために設置された一方で、在職者が教育を受ける機会を確保することに配慮していることがみられる。したがって、すべての時期において大学夜間部は社会人プログラムとして扱われるのではなく、単純に第二部とする時期もあるが、各々の時期における入学資格、改革の背景及びリカレント教育の理念に至るまでを考えると、在職者を主要な募集対象としなくても、在職者に配慮する傾向にあった。このように在職者を重視する経緯により、台湾の高等教育は在職者を受け入れる基盤を整えており、在職者が容易に高等教育を受けられることが社会人プログラムの拡大を促す要因の1つと考えられる。

そして第2に、前述の量的な拡大を図る目的と関連しているが、社会人プログラムは通常のプログラムより自主的に柔軟に提供することができる。大学夜間部における組織と経費の側面を考えると、政府は1963年の確立と展開段階から予算を提供せず、大学の自己資金を確保する形になった。こうした場合の原則として、大学が自主権を持ち、自分の戦略により大学夜間部の教育を展開することができるようになった。その後、1990年代からリカレント教育体系の確立を促進するため、教育組織設置の自主化をもたらすことによって、社会人プログラムの提供条件がより一層緩和された。このような緩和の特徴に加えて、1990年代以降学士段階の拡大及び大学市場化の動きの影響を受けて、社会人プログラムである修士課程の在職クラスの拡大をもたらした。

第3に、歴史的な経緯により、リカレント教育体系を高等教育システムに組み込むことが容易になり、社会人プログラムの展開が促進された。それは、従来夜間部の運営体制を引き継ぐことと関わっている。1960年代から既に大学が大学夜間部を提供することがあったため、高等教育に学習社会を構築する時、夜間部の経験を利用することによって、リカレント教育体系を容易に高等教育システムに定着させ、展開することができるようになった。ただし、従来のように学校の戦略によって大学夜間部を提供する形と異なり、各大学が政府の生涯教育政策に対応するため、リカレント教育体系を確立し、果たすべき役割として社会人プログラムを広く展開していった。また、こうした動向にともない成立した専門的な行政組織は、在職者の需要に柔軟に対応できるようになり、社会人プログラムを統合的に管轄できるようになったことによって、社会人プログラムの拡大に寄与していると考えられる。このように夜間部の資源及び生涯教育政策の影響を受けて、社会人プログラムの拡大は促進されてきた。

総じていえば、大学夜間部の導入と改革からみると、社会人プログラムは1990年代生涯教育政策が展開されるまでは、高等教育の拡大に応える1つの手法であるとみなされたため、より容易に発展することができ、通常のプログラムより緩和的、自主的な特徴を持っている。した

がって、1990年代技術革新及び産業変化に対応するため、生涯教育が注目され始めた際に、在職者を対象とする社会人プログラムは注目され、リカレント教育概念を組み込みながら、設備、組織及び制度をより一層整えながら、主要な軸として展開された。以上のように、社会人プログラムは柔軟性と開放性を持ち、効率的に社会の需要に対応できる特徴を持つ、もっとも受け入れられやすい制度とみなされる。したがって、高等教育システムにおいて教育機会の拡大やより多様な進学ルートなど新たな機能が要求される際に、社会人プログラムを展開させることで、こうした要求に対応する傾向がみられるのである。

## 5. おわりに

本論文は大学夜間部の導入と改革を分析し、台湾の高等教育における社会人プログラムの変化を明らかにすることによって、社会人プログラムが1990年代の生涯教育政策の核心として扱われ、急激に拡大していった歴史的及び制度的な要因を解明することを目的とした。以上の分析によって、大学夜間部は導入されてから一貫して、高等教育の量的な拡大を図ることを目的として、より緩和的な制度である一方で、質を落とさないために、在職者を主要な対象とし、社会人プログラムに位置づけられた。その後、生涯教育理念の導入により、社会人プログラムはリカレント教育及びその制度の導入により、行政組織がより一層整備されるとともに、自主性と弾力性が増加していった。以上、制度及び歴史的経緯の観点から、社会人プログラムは高等教育の拡大を達成させる理念、緩和的な制度の特徴及び、整備された施設と行政組織という3つの要因の影響を受けて、高等教育の中で効率的に社会の需要に対応できる制度とみなされ、生涯教育政策の推進の中で核心的な手がかりと扱われることで、その拡大が促されたことを明らかにした。

ただし、本論文では政府の政策、法律及び関連する事例の分析を主としておこない、社会の実態と学生の側面を分析することができなかった。これは、本論で社会人プログラムを拡大する要因を明らかにしようとする際に、さらに実態の面を含めて分析することで新たな手がかりが得られると考えられる。すなわち、実際に提供された社会人プログラムの内容を考察すること、社会の社会人プログラムに対する考え方及び、それに関連して学生の入学動機を視野に入れながら分析することで、台湾の高等教育における社会人プログラムが拡大する要因をより明確に解明することできるのではないだろうか。これらの点を今後の課題としたい。

## 【註】

- 1 伊藤彰男「第1章 21世紀生涯学習の課題と展望-解放の‘ツール’たりうるか？」新海英行、牧野篤編『現代世界の生涯学習』大学教育出版、2002年、19-31頁。
- 2 粗在学率とは、各教育段階の学生人数を各教育段階年齢の人口数に除して求められる。なお、ここで示した粗在学率は大学院教育段階及び大専進修学校の学生数を含んでいない。
- 3 教育部統計処『中華民國教育統計 民国101年版』2012年、40-41頁。
- 4 蔡培村、武文瑛「我国回流教育政策發展回顧與探討」『教育実践與研究』第20巻第1期、2007年、91-118頁。

- 5 当白書によると、リカレント教育制度を展開する目的について、すべての国民が中等教育段階以上における正規教育を受ける権利を守ることが明示されている。詳細は、蔡培村、武文瑛「第11章 我国回流教育の実施」『回流教育理論與實務』麗文文化、2006年、233-272頁を参照。
- 6 詳細は、教育部『第八次全国教育會議—終身學習與学习社会』2010年；劉語霏「第2章 高等教育機関」小川佳万、南部広孝編『台湾の高等教育—現状と改革動向』広島大学高等教育研究開発センター、2008年における「第3の教育ルート」を参照。
- 7 王秋絨「大学推广教育之比較分析」『社教系列』第7期、1979年、37-45頁；王煥琛「近三十年來我国大学校院推广教育之發展」『教育資料集刊』第8期、1983年、220-267頁。
- 8 陳茂祥「我国大学推广教育現存的問題及未来發展策略之研究」『朝陽學報』第7期、2002年、1-27頁；趙長寧、「高等教育擴張與大学繼續教育發展」『成人及終身教育學刊』6期、2006年、94-118頁；蔡培村、武文瑛、前掲書、2007年、91-118頁を参照すること。
- 9 陳茂祥、前掲書、2002年、1-27頁；趙長寧、前掲書、2006年、94-118頁；蔡培村、武文瑛、前掲書、91-118頁を参照すること。
- 10 この4校は国立台湾大学、台湾省立師範学院（現在の国立台湾師範大学）、台湾省立工学院（現在の国立成功大学）及び台湾省立農学院（現在の国立中興大学）である。
- 11 教育部年鑑編纂委員會『第四次中華民國教育年鑑』1974年、758-759頁。
- 12 立法院『立法院公報』第24会期第7期、1959年、4-6頁。
- 13 大学と独立学院は違いがなく、規模の大きさが異なるだけである。すなわち、独立学院は校地と校舎が基準を満たし、最低限3つの異なる分野を持ち、12以上の学院という教育組織があり、3年間の優良な評価を受けた上で、大学に改名できる。
- 14 立法院、前掲書、1959年、4-6頁。
- 15 同上書。
- 16 連合大学入学試験とは、1954年に導入された大学の連合募集制度である。最初は志望校に順番を決めて出願した後、試験の結果により、学生が進学できる大学が公表される。1984年の大学入学試験の改善プログラム（原語、大学入学考試改進方案）により、学生は試験を受けた後に公表された各校の合格基準を参照しながら、志望校を決めて出願し、その後合格者を決定する方式になった。2002年に試験が教育を主導する試験を重視する詰め込み教育などの問題を改善するために、連合大学入学試験を廃止するとともに、「大学多元入学プログラム」（原語、大学多元入学方案）が導入され、学科能力テスト、指定科目試験という2つの試験が導入された。
- 17 なお、昼間部と夜間部は修業年限が異なるので、学生がお互いの課程に編入することはできない。
- 18 楊冠政、楊瑩、戴姮華ほか『我国大專夜間部教育体制與功能之研究』教育部、1980年。
- 19 教育部年鑑編纂委員會、前掲書、1974年、758-759頁。
- 20 台湾の男子は18歳に達した翌年の1月1日から満36歳に達する年の12月31に兵役を解かれるまで、兵齡男子と呼ばれる。彼らは1年間兵役に服する義務がある（「兵役法」第3条、第16条）。一般的に言えば、満18歳に達する翌年1月1日に兵役に服するのが原則であるが、高級中学（日本の高校に相当）及び同等段階以上の学校に在籍する学生は、兵役を延期することができる。
- 21 教育部年鑑編纂委員會、前掲書、1974年、758-759頁。
- 22 社論「切実整頓大專夜間部」『徵信新聞』1965/09/25、2版。
- 23 1982年に「大学法」の第6条と第33条が再び修正されたが、その要旨は変化しなかった。なお、1984年に修正された「大学規程」第40条にある社会人プログラムに関する規定には、夜間部は含まれていなかった。
- 24 立法院『立法院公報』60巻70期、1972年、4頁。
- 25 「専科学校以上における夜間部の設置規則」は「大学における夜間部設置規則」（原語、大学校院夜間部設置辦法）と「専科学校における夜間部設置規則」という2つの法律に修正されたが、本稿では大学の夜間部を対象とするため、「大学における夜間部設置規則」のみ

を上げる。

- 26 ただし、1993 年国立台湾大学の夜間部は独自に入学試験をおこない（1994 年に再び連合大学入学試験に参加。）、1994 年に国立陽明大学看護学系、私立台北医学院看護学系と薬学系、私立中国医学院夜間部看護学系と薬学系、国立台湾芸術学院、私立高雄工学院という 5 つの大学や学系は独自に入学試験を実施した。一般的に、この時期には多くの大学夜間部は入学試験を連合大学入学試験で実施したが、一部の夜間部は職業経験を有する在職者を募集するため、独自に入学試験を実施していた。
- 27 教育部統計処『中華民國教育統計 民国 101 年版』2012 年、42-52 頁。
- 28 夜間部の学生は、1 年生に 1 学年 25 単位まで取ることができ、2 年生から 5 年生までに 1 学年で 22 単位まで取ることができる。したがって、1 学年 24 単位を例として挙げれば、そのうちの 8 単位を昼間部の課程から取得することが可能である。
- 29 立法院『立法院公報』82 卷 2 期、1991 年、311 頁。
- 30 立法院『立法院公報』78 卷 88 期、1989 年、15 頁。
- 31 立法院『立法院公報』79 卷 78 期、1990 年。
- 32 「全国教育會議」とは、全国の教育専門家、教師、保護者及び学生が教育の現状を議論する会議であり、会議の結果はその後の教育政策に極めて大きな影響を与える。例えば、第七回全国教育會議の結果、「中華民國教育報告書」が編集された。その報告書と、行政院教育改革グループが提出した「教育改革総提言報告書」は、台湾の教育のその後の十年に極めて大きな影響を与えた。
- 33 立法院『立法院公報』83 卷 61 期、1994 年、503 頁。
- 34 1994 年に「四一〇教育改革」という教育の改革を要請する社会運動がなされた。具体的な要求は少人数の教育をおこなうこと、高校と大学を拡大すること、教育の現代化を促進すること及び教育基本法を制定することである。それらの要請に影響を受けて、教育改革審議会が「教育改革総諮議報告書」を作成し、対応する政策方針が定められた。その後、行政院（日本の内閣に相当）は「教育改革行動計画」（原語、教育改革行動方案）を作成し、質の高い高等教育を発展させること、進学ルートを拡大すること、教育経費を充実すること及び教育と研究の役割を強化することを目的とした。それらの政策により、台湾の高等教育は 1990 年代以降に拡大するとともに、規制緩和、多様化及び市場化の方向へと発展していった。
- 35 行政院教育改革審議委員会『教育改革総諮議報告書』行政院教育改革審議委員会、1996 年。
- 36 嚴文廷「台大夜間部熄燈、校友惆悵」『聯合晚報』2011/6/1。（[http://mag.udn.com/mag/edu/storypage.jsp?f\\_ART\\_ID=322194](http://mag.udn.com/mag/edu/storypage.jsp?f_ART_ID=322194)、2013 年 8 月 31 日アクセス。）
- 37 詳しくは「専科以上学校総量発展規模與資源条件標準」を参照すること。
- 38 陳茂祥、前掲書、2002 年、1-27 頁。

（比較教育政策学講座 博士後期課程 1 回生）

（受稿 2013 年 9 月 2 日、改稿 2013 年 11 月 28 日、受理 2014 年 1 月 16 日）

## **The Influence of Extension Education in Taiwan on the Introduction and Reform of Night Schools**

LIAO Yuching

This paper aims to clarify the historical and institutional reasons behind the expansion of extension education in Taiwan through analysis of relevant laws, institutions, policies, and history of night schools in Taiwan. There are three main findings in this paper. First, each expansion of education policy coincides with a focus on the existing working population, allowing for broader access to extension education. Second, extension education is subject to fewer regulations than education at large in Taiwan. This deregulation of extension education affords universities more autonomy and has also contributed to the expansion of extension education in Taiwan. Third, following the lifelong education policy adopted by the Taiwanese government in 1990, a framework for recurrent education was established and integrated into extension education, bringing further empowering extension education within the administrative system. Furthermore, universities have responded to the government's lifelong education policy by expanding programs for recurrent education. This institutional preparedness in tandem with the universities' development strategy has been conducive to the development of extension education in Taiwan. In summary, extension education in Taiwan is not only a part of the recurrent education system, but also an important agent in the management of social needs for higher education.